式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 4}{5}$$

［略］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和三年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［略］

第九条の二　令和三年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和三年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

｛（Ｂ×0.673×0.7＋0.3）×5,108,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35＋0.3）×1,713,000｝／（Ａ×0.554）

Ａ×0.554に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、Ｂ×0.673、Ｂ×0.673×0.7、Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35及び｛（Ｂ×0.673×0.7＋0.3）×5,108,000＋（Ｃ×0.35＋Ｄ×0.35＋0.3）×1,713,000｝／（Ａ×0.554）に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［略］

Ｂ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入し、当該数が３を超える場合には３とする。）

算式

（（α／β）×100）×（1／3.5）

（（α／β）×100）に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

α　内閣府が令和２年12月23日に公表した県民経済計算の「２．主要系列表」中「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成20年度から平成29年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

式によつて算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）とする。

算式

$$A + \frac{(B - A) \times 3}{5}$$

［同左］

（市町村の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条　令和二年度に限り、附則別表第三に掲げる市に係る「地域振興費」のうち人口を測定単位とするものの投資補正係数の算式の符号Ｂは、第十二条第三項の規定にかかわらず、次の算式によつて算定した率とする。

［同左］

第九条の二　令和二年度に限り、附則別表第三の二に掲げる市に係る「地域振興費」のうち面積を測定単位とするものの投資補正係数は、第十二条第四項の規定により算出した率に、同表の「率」の欄の率を加えた率とする。

（都道府県の「地域振興費」の投資補正係数の算定方法の特例）

第九条の五　令和二年度に限り、都道府県の「地域振興費」の投資補正係数は、第十二条第三項の規定により算定した率に、次の算式によつて算定した率（特別の定めがある場合を除くほか、当該率又は当該率の算定の過程に小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた率とする。

算式

（Ｂ×3,840,000）／（Ａ×0.535）

Ｂ×3,840,000に小数点以下２位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

［同左］

Ｂ　次の算式によつて算定した率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（（α／β）×100）×（1／3.5）

（（α／β）×100）に小数点以下１位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

α　内閣府が作成した県民経済計算年報（令和２年版）の「４．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成20年度から平成29年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額